

総務文教常任委員会会議録

(令和7年12月5日)

愛南町議会

愛南町議会総務文教常任委員会会議録

本日の会議 令和7年12月5日(金)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	鷹野正志	副委員長	田中純樹
委員	池田栄次	委員	吉田茂生
委員	石川秀夫	委員	金繁典子
委員	中野光博		

欠席委員

なし

出席委員外議員

なし

傍聴委員外議員

議員 吉村直城

職務のため出席した者

議会事務局長	土居章二	主幹	尾川美保
係長	山口昌		

説明のため出席した者

なし

参考人

陳情提出者	出井典子
請願提出者	佐々木仁美

本日の委員会に付した案件

(1) 陳情審査

陳情第7号

「所得税法第56条の廃止(見直し)」の意見書採択を求める陳情書

○田中副委員長 定刻になりましたので、ただいまから総務文教常任委員会を開催します。

初めに総務文教常任委員会委員長が開会の挨拶をいたします。

○鷹野委員長 皆さんおはようございます。委員長の鷹野です。

本日の出席委員は、全員、7名でございます。定足数に達していることをお伝え申し上げます。本日は陳情審査1件及び請願審査1件を行います。よろしくお願いいたします。

○田中副委員長 ありがとうございます。

それでは、これよりの進行は委員長にお願いいたします。

○鷹野委員長 それではまず最初に、陳情第7号、所得税法第56条の廃止（見直し）の意見書採択を求める陳情書について、議題といたします。本陳情の内容を審査するに当たり、参考人として御意見を聴取いたします。本日は、宇和島民主商工会、婦人部副部長の出井典子様を参考人としてお越しいただいております。ありがとうございます。出井様におかれましては、本陳情の陳情趣旨賛同の、賛同者の立場から御意見を伺いたいと存じます。

それでは、御意見を伺う前に注意事項を申し上げます。

まず1点目、意見をお伺いする時間ですが、意見陳述、趣旨説明として5分程度、質疑応答15分程度とさせていただきますので、御協力よろしくお願いいたします。

2点目、本件陳情の範囲内での発言をお願いいたします。

3点目、意見陳述、趣旨説明は参考人のうち代表1名です。質疑応答は参考人に対して委員から質疑いたします。参考人から委員への質疑はできません。

4点目、意見を伺った後に審査を行いますので、本日中に結果が出ない場合もあります。御承知置きください。

それでは、本陳情に関する御意見を簡潔に御陳述いただけますでしょうか。それではよろしくお願いいたします。

○出井参考人 よろしくお願ひします。

所得税法第56条は、個人事業主の家族従業者への給与を必要経費として認めない、極めて差別的な税制です。私たちの仲間の業者婦人の言葉です。私たち家族がどれほど一生懸命に働いても、税制上では正当な働き分が認められず、ただ働きとされてしまう。

1人の働く人間として扱われていないのです。現在、家族従業者の所得は事業主の控除額とされ、配偶者は年間86万円、子供など親族従業者は年間50万円しか認められていません。そのため、実際に働いて得た収入として証明できず、車や住宅のローンも組めないという深刻な事態があります。

交通事故の補償基準でも収入は86万円扱いとなり、専業主婦より低い補償しか受けられません。働く1人の人間としての経済的自立が否定されているのです。さらに子供が親の事業を継ぐ、後継者づくりにも悪影響を与えています。

こうした状況から、家族従業者の権利を侵害する人権問題として、国連からも是正勧告が出されています。青色申告を選択すれば家族従業者の給料が必要経費として認められるため、青色にすればいいという議論があります。しかし実際には、青色申告にも事前の承認など、幾つもの義務が課せられ、提出書類も多く、零細業者にとって大きな負担となっています。また、家族従業員の給与や賞与も事前に届け出て固定しなければならず、途中での変更ができません。不安定な仕事の量の中で、この制度に合わせるのは困難で、現実的に選択できない事業者も多くいます。青色申告を届け出ている場合は、家計を支えるために早朝パートに出る自由すら制限される事態もあります。

特に強調したいのは、給与は特典ではないという点です。家族従業者の労働は本来、正當に評価されるべきものであり、申告の種類によって扱いが変わる性質のものではありません。

政府は2010年に中小企業憲章を制定し、中小企業を、経済を牽引する力、社会の主役と位置づけました。家族経営についても、地域社会を安定させる存在として、積極的に評価して

います。

ここ愛南町の中小企業・小規模企業振興基本条例でも、中小企業等が地域産業の基盤を支え、経済の維持及び発展に不可欠な役割を担っていると語られています。多くの業者婦人は、地域の様々な役員や委員として活動し、そのほかの家族も消防団などコミュニティーの中心を担っています。にもかかわらず、所得税法第56条はこうした家族の働きを必要経費と認めず、家族経営の偏見を助長し、業者婦人や子供たちの役割と地位を低下させています。

家族経営の繁栄を阻害し、地域経済の振興を妨げるこの56条は廃止されるべきです。

最後に、外構工事業を営まれている方の声を紹介します。夫は事業を始めて以来、私は子育てをしながら、請求書、見積書の作成や、帳面づけ、資金繰りや、ときにはヘルメットをかぶって現場にも行って、一日中働いてきました。しかし確定申告では86万円の控除が認められるだけです。単純計算すると、私の労働は1日2,389円、時給298円という評価です。他人のところへ働きに行けば私の働きは月10万円以上になるはずですが、56条があるせいで、それはかないません。

私たちは愛南町に給料を要求しているわけではありません。働いた分が当たり前認められることを求めているだけです。

南予地域は特に家族経営の農林水産業や商工業が多く存在しています。地域経済の発展を願う町議会議員の皆様、所得税法56条廃止の趣旨を御理解いただき、趣旨説明といたします。

○**鷹野委員長** 出井さん、ありがとうございます。ただいま意見陳述並びに陳情の内容を話していただきました。委員の皆様方から御質問ありますか。質問があればよろしく願いいたします。ないですか。

所得税法56条、これはシャープ勧告、昭和24年から始まったあれでまあ50何年、まだ改正されていないということです。その辺の不公平税制っていうふうな形で今述べられたとは思いません。

何か質問。

金繁委員。

○**金繁委員** ありがとうございます。

宇和島市議会のほうで、この意見書、通されたと聞いたんですけども、最近ですかね、何年ぐらい前だったんですかね。

○**出井参考人** 2019年です。

○**鷹野委員長** 金繁委員。

○**金繁委員** じゃあもう6年前に、宇和島市議会のほうではこの56条廃止、意見書採択とされたということなんですが、その当時に比べて中小企業、零細企業、事業主の方たちの現状って厳しくなっているのかなあと思うんですけど、ここにもね、少し触れられておりますが、いかがですかね。数値じゃなくてもこの、見た限りとか聞いた限りでも構いません、現状教えてください。

○**出井参考人** 物価の高騰もここ最近目立ちますよね。いろんなもので原材料が上がっている、その中でやっぱり出費も増えている。だから以前とは全然変わってきていますよね。幾ら仕事しても支払う金額のほうが多くなってきたり。だからそういうところのあれは、何か最近はひしひしと感じますねえ。だから仕事するだけこう、赤字になるわけじゃないですけど、儲けも少なくなってきている。それが今の現状ですかねえ。

○**鷹野委員長** 吉田委員。

○**吉田委員** 今回この56条だけの改正、見直しですか。57条とかその辺の関連のところは、見直し等々の検討はないんでしょうか。

○**出井参考人** 取りあえずまずは56条のことにに関して廃止してほしいという意見なんです。これが通ってからの話ですね、そのあとのことは、57条に関してとか。まず取りあえずは56条

の、与えられない従業員、経費として認めませんという法律ですね、56条、それを止めてもらわない限り次の段階には進めないというか、これがあることによって、まあ57条ができているのかもしれませんが、その57条、だけど、とにかくこの56条、給与として認められないという、それを廃止してほしいというのがまず第一の意見なのです。それをまずはしてほしいと。

○鷹野委員長 吉田委員。

○吉田委員 これは廃止っていうか見直しで上げていくという、控除のほうですね、そういう検討案はないんでしょうか。廃止のみでしょうか。

○出井参考人 これを廃止してから、次の段階として、まず57条に対して、書いてあるように、主婦は86万円、子供が50万円というのを、の意見が出てくるんじゃないか。だから両方一緒に考えるんじゃないか、まず取りあえず56条を廃止してもらってから、次57条の意見として、その金額を上げてもらうとかっていうのは、次から出てくることだと思うんですよ。だから一緒に考えるんじゃないか、取りあえずまずは56条の廃止を検討してほしいというのが婦人部、婦人会としての意見なんです。

○鷹野委員長 ちょっといいですか、私のほうから。

今、56条の関連ということなんですが、57条は専従者に対する特別措置法、特例が出ていますよね。青色申告だったら必要経費として認めます。一緒に考えないと、56条だけ廃止って言うても、これは白色申告、青色申告の違いであって、何で青色申告が優遇されているのか、そこから入らないとおかしいんじゃないですか。

○出井参考人 56条の存続について国会の答弁を見ると、白色申告は損益のみ、言うたら。青色は損益と貸借がある、帳面のレベルが違うから、という意見を耳にしますね、いろんな意見として。

これを、青色申告の一部には貸借がない、記帳も認められており、白色申告とのことは青色申告の誘導のためというふうを受け止められても仕方ないと思うんです。だって、青色にしたらい、青色にしたらいという意見もあるんですよ、白色の人に対して。だけど、違いがあると思うんですね、白と青との。

○鷹野委員長 まあ、もちろんあります。

○出井参考人 だからあえて白色申告に不利益を与えているような意見に聞こえるんです、みんな青色にしたらいことじゃないかって言われたら、はい。

○鷹野委員長 ちょっとまだ。私、青色なんですけど、今ちょっと法人税になっていますけど。届出、簡単でございました。で、もちろん白は損益計算書だけでいい。青色になったら貸借対照表、財務諸表、作成しないとイケない。その煩雑な簿記はありますけど、ブルーリターンっていう所得税の、商工会を通じてですけど安いソフトを入れたら、数字入れたらぱっともう、あれなんですよ、もう申告書もできるんですよ。消費税の計算なんかすぐボタン一個でできるんですよ。そんなに煩わしい税務署の届出っていうことはなかったと思います。

それで、やはりこの56条を廃止、見直しもそうなんですけど、57条と一緒に考えないとこの税制は絶対に無理ですよ。白色、青色を何でっていうことは、申告納税制度を進めるために青色申告、だからその、自分とこの財務諸表をつくるために、貸借対照表、損益計算書、そういうことで、自分とこの経営状態をまず見る。その納税制度を進めるがための青色申告の特別控除っていうことがあるわけですね。専従者控除55万円、高齢者だったら65万円、普通55万円、あと配偶者控除から扶養控除、基礎控除といろいろあるんですよ。だから、それをトータルに考えると、56条までだけで……

○出井参考人 だけど56条をなくして、57条のようなあれをしてもいいんじゃないですか。だから56条自体はそれ認めないっていうことになっとるでしょ。

○鷹野委員長 57条にも書いています、86万円っていう……

- 出井参考人 しか認めないってことでしょ。86万円は認めてくれるってことでしょ56条、57条は。
- 鷹野委員長 はい。
- 出井参考人 だけど、56条は一切認めませんということを言うとするんでしょ。だから、56条をなくしてもいいんじゃないですか。
- 鷹野委員長 なくしちゃうとまた。見直しですね。
金繁委員。
- 金繁委員 これ56条の陳情なんですけど、57条との関係は、今、委員長が言われている点があるかと思うんですけど、ただその、今、言っているのは、56条の存在自体がもう国際的に、女性の経済的自立を阻んでいるということで、もうこれはなくしたらどうですかってことを言われており、そういう意味で、ほかの、宇和島市さんもそうですけれども、この56条自体が存在するべきではないという考えだと思います。まあ、委員長の御意見に対して言っています。
- 鷹野委員長 ほかに何か。
吉田委員。
- 吉田委員 もう一つ、白色申告の、56条のメリットありますよね。簡素といいますかね、経費を簡素につけていても、それは認めてくれますよと。業種によって、ここまでは経費として、記帳がなくてもオーケーですよっていう、いい制度も逆にあるわけですよ。それをなくしてしまうと、今度どっちにしても、まあ例えば、どっかに今度見直しを、今度56条を廃止して見直しをする際に、今回は義務付けがついてくると思いますね。要するにきちっと税、必要経費とか、それから従業員の賃金とか、奥様の賃金ですよ、それをきちっと明確につけていかないと、白色申告をなくしてしまうと、困ってしまう方も逆に出てくるんじゃないかなという危惧があるんですね。そこら辺のところの整合性についてはどうお考えでしょうか。
- 出井参考人 けど今もう、割と皆さん、白でも割ときちっと、ある程度記帳できるようになってきているんですね。
- 鷹野委員長 吉田委員。
- 吉田委員 そうすると、補完として57条ができていて、57条の青色申告にすれば、別にその、さっきの貸借対照表は出さなくても今、白色はいいんでしょうけども、同じことになるんじゃないかなと思うんですけどね。
その公平性を保つために、税の公平性を保つために、今回は白色申告で、補完されていない部分を57条で補完しているというところがあるので、先ほど一番最初に質問したところで、56条、57条を抱き合わせとして全体の見直しをして、税の公平性を保ちましょうということできると、賛同できるところもあるんですけども、ただ廃止っていうことになると、先ほど言いましたように、簡素化されている今のいい制度もなくなってしまうので、逆に零細の方は困ってしまうんじゃないかなと。帳簿をきちっとつけなくても、今のところ白色申告については大目に見ますよっていう、この部分ですよ。オブラートに包んでいる部分があるので、逆に零細の方はそれで助かっている部分もあるんじゃないかなというふうなちょっと危惧がありましたので、すいません、再度質問させていただきました。
- 鷹野委員長 出井さん、発言のときは挙手をお願いいたします。許可で発言しますので。
金繁委員。
- 金繁委員 今、吉田委員が言われた税の公平性なんですけれども、これでも、56条が配偶者の場合は必要経費に算入しないと。57条は86万円控除されるっていうこと自体が、税の公平性欠くんじゃないんですかね。
- 鷹野委員長 吉田委員。
- 吉田委員 これは所得税法の中で明確にうたわれているわけですよ。補完として57条で青色

申告、先ほど言いましたように、配偶者の経費を落とせることを認めていないので、白色申告は。その代わり補完として、青色申告できちっとしてくださいねっていうことでしょうか、ある面では、税の公平性を保つためというのが、まあちょっと僕もあんまり勉強不足かもしれませんが、どれだけ働いたのっていう、配偶者がですね、自営業の場合ですよ。例えば、どこまでが仕事でどこまでが家事なのか、その辺も含めて、きちっと明確にされていないので、税の公平性の面に欠けるというところで多分57条ができたんじゃないかなと思うんですね。これはもうだから全体的に見直しをするのであれば確かに、優遇されていない部分も56条ありますので、そこら全体を見直しすべきではないかなとは個人的に私は思っております。

○鷹野委員長 金繁委員。

○金繁委員 すいません、説明ありがとうございました。

○鷹野委員長 いやいや、ここでするんやなくて……

○金繁委員 いやいや、でも質問なんです。税の公平性って言われている意味がやっぱり分からないので、確認したいんですけど、56と57条が補完関係にあるので、きちっとしないといけない。そうじゃないっていうので補完されているっていうんですけど、私は先ほどの確認は、57条のほうで配偶者控除がしっかり86万円認められていて、56条のほうでは一切認めないと、これ自体がやっぱり税の公平性欠くんじゃないかと思うんですけど、その点について聞いています。

○鷹野委員長 吉田委員。

○吉田委員 配偶者控除じゃなくて、要は、56条の場合は、妻が働いていてもそれを従業員として給与が払えないんですよ。それを認められてないわけです。分かりますかね。要するに妻が働きましたと。それに対して、要するに普通であれば賃金を払うと。これ他人であれば払うわけですよ。だけど妻とか身内の場合、それが認められないわけ。そこを強く是正しましょうねっていうことですから、別に税の。それをもう認めてしまうと、時間もさっき言ったように、幾ら、どこからどこまでが、給与として払っていないので。これを給与として認めるとすれば、幾らでも、ざるといいますかね、幾らでも例えば100万円じゃあ妻に払いましたよと、何の証明もなく払いましたって従業員として給与を払いましたよってことになるわけですよ、白色申告で。一応、そういう見解ですけど。

○鷹野委員長 ほかに質問ありますか。

出井参考人。

○出井参考人 結局は家族の働きは、働きを認める社会へっていう、不当に扱われない国へっていう気持ちで、所得税法56条の廃止はそのための一歩として考えてもらいたいという気持ちで陳述した次第です。

○鷹野委員長 ほかにありませんでしょうか。

そしたら、ないようですので質疑を終わります。

以上をもちまして参考人の意見聴取を終了いたします。出井様におかれましては、長時間にわたり貴重な御意見を頂き誠にありがとうございました。本日の御意見を参考といたしまして、審査していきたいと思っております。どうもありがとうございました。

御退席いただいても結構でございます。

(発言する者あり)

(参考人退席)

○鷹野委員長 傍聴席にそしたら。傍聴席に移動をお願いいたします。

それでは、陳情第7号の審査に移ります。委員の皆さんの御意見をお伺いいたします。ございますか。

吉田委員。

○吉田委員 私も税の見直しっていうのは基本的には、不具合のものが生じた場合については改正

を含めてしていくべきだと思うので、国のこれは大きな国の諸問題なんですけども、その中で今回僕は56条を廃止するっていうこと自体に、今回陳情が来ているので、見直しを含めて、56、57条とか、その辺も含めて総合的に見直しをするのであれば賛同できるところは十分あります。ただ、56条だけを廃止ということになると、デメリットを生じる零細企業の方もいらっしゃるんで、そここのところは慎重に税の全体の見直しをしていくべきではないかなというのが私の意見であります。

○鷹野委員長 ほかにありますか。

石川委員。

○石川委員 税の3原則というたら簡素、公平、中立ということで、今回、女性の立場から、公平な部分を何とか是正したいと。この所得税法56条について、そういう陳情だと認識しております。

税制が非常に複雑になっているのはもう皆さん御理解いただいていると思うので、一つずつ、やっぱり簡素、公平に向けて、こういう陳情がある場合は、私は、私個人としては十分是正していく必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

○鷹野委員長 ほかに。

池田委員、どうですか。

池田委員。

○池田委員 今これ、意見書が出ると一覧表を見せてもろうとるんですが、近隣市町村の動向も見極めながら、税制の今改革もいろいろ広い範囲でされているので、もう動向を見極めながら、慎重に考えたほうがいいんじゃないかと思います。

○鷹野委員長 ありがとうございます。

中野委員。

○中野委員 今、政府の中でも、政権交代というか、政権交代ではないですけど、あつて、ちょっと期待する部分があつて、そういう部分、随分、国のほうでも、政府のほうとしても審議している部分があるんじゃないかと思うので、それぞれの意見も分かるし、僕なんかは青色でやっているんですが、青色は青色でまあ多少お金も、自分でやっていないですから、あと任せたりするけど、またそういう部分でいうと、節税とかいろいろ専門でないところを教えていただいたり、その分だけまた、お金の代えられんバックの部分の指導があつたりして、それぞれいいところ悪いところあると思うんですが、もうちょっと、政府の動向、今ちょっとなつたところなんでね、新しい総理がなつたところなので、もうちょっと政府の行動を見守っていくということでもいいんじゃないかという気がします。

○鷹野委員長 金繁委員。

○金繁委員 先ほど吉田委員のほうから、この56条に適用される事業主さんたちはその配偶者とか家族の働きについて、いいかげんと言ったらあれですけど、どれだけきちっとつけられるのか疑問みたいなお話が出たんですけど、それはとても失礼なお話で、例えば雇用されている労働者でも、今ほんとリモートで働くという働き方も増えていて、それ、誰も見ていないですよ、働いているかどうか。そういうこととの公平性を考えたときに、家族であるっていうだけで仕事をしたかどうかは正確にはかることができないというのは、まさにその家族労働者に対する不公平であり、税の公平という点で、吉田委員がおっしゃる、まさにその点で私は不公平な制度だと思います。

またこれ先ほど、陳述の中でも説明いただきましたけど、もうこれ世界でも非常に遅れている規定であるということで、国連のほうからも勧告を受けているという状況ですので、私は逆にその税の公平という面から、これはきっちりと57条なりとパラレルに考えるなり、するなり、とにかく56条をまず廃止して、この税の不公平の差別を撤廃するべきだと考えます。

○鷹野委員長 吉田委員。

○吉田委員 女性差別撤廃委員会のほうから、所得税法第56条を改正しているんですね。廃止とは書いていないんですよ。このところは改正っていうのはですね、先ほどの、まあ僕の言い方が悪かったかもしれませんが、税の公平性って白色申告は白色申告のメリットがあるわけですよ。そこをやっぱりある面ではいい面があるので、残りつつあって、それを補完するために、57条の青色申告制度っていうのがあるわけですよ。

私も20年間、青色申告ですっとしてきました、私自身じゃなくて、配偶者のほうの青色申告を20年してきました。自分でつけながら、帳簿も出して、やってきました。その中でやっぱり、何ていうんですかね、きちっとした形での申告っていうのがある面では青色申告、これは煩わしいと考える人もいるでしょう。だけど、白色申告は白色申告で、配偶者の方、配偶者は私は働いていましたので全然なることはできませんでしたが、配偶者は逆の場合ですね、今男女平等ですから、そういうこともあるでしょう。だけどその中で、女性が、妻が働いて、それに対して時給幾らですよってことで給与を払いましたということができないっていうのがこの56条の制度なんで、そこを撤廃していくっていうことであれば改正ですよ、改正で十分僕は可能ではないかなということ、先ほど、撤廃ですかということ、質問をさせていただきました。

56条、57条、全体的に改正を見直すということであれば僕は十分、これはいいことではないかなと。認められていませんからね、給与として認められていないので、そこは公平性を保つ面で。ただ男性だから女性だからじゃなくて、ここは先ほど言いましたように、妻がそういう青色申告して、私はつけるだけ帳簿をつけていましたけども、それは全然賃金にもなりませんし、そういう形で20年やっていますので、青色申告を決して厳しいものではないと。本当の零細でやっていたけど、そういうことをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○鷹野委員長 田中副委員長は。

田中副委員長。

○田中副委員長 僕も吉田委員とほぼ同じなんですけど、要は、廃止じゃなくてやっぱりその改正のほうがいいのかなと思います。なぜかという、やっぱりその働き方だったりとか、家族の在り方っていうのはもう千差万別であるので、この内容っていうのが今、あまりよくないっていうことは理解しています。なので、それを改正していくのであればあれなんですけど、廃止になるとちょっとどうなんだろうと。今せっかくある法制、法律に対して、それを行使できないとか使えない人たちが出るだろうと思われまので、改正であればとは思いますが。

○鷹野委員長 金繁委員。

○金繁委員 廃止ではなくて改正であるべきだと今、田中副委員長、それから吉田委員言われましたけど、では廃止ではなくてどのように改正したらよろしいんでしょうか。

○鷹野委員長 田中副委員長。

○田中副委員長 いや、今そこでどのように改正してっていうのはちょっと僕では分からないんですけど、もちろん額面であったりとか、今の時代にそぐわない、だから、すいません、勉強不足でもう56条全て把握しているわけではないので、軽々にこうやって答弁するのはちょっとあれなんですけど、法律というのはやっぱりその、それがいつできたとかできなかったとかじゃなくて、やっぱり必要に応じて今あるので、どう、内容に関してっていうのはちょっとすいません、私にはちょっと、どういうふうについていうのは細かくは言えません。

○鷹野委員長 吉田委員。

○吉田委員 議員にこうやって言われて我々が回答する義務があるのか、権利があるのかどうか分かりませんが、一つだけ言えるのは、今、ここで問題になっているのが、配偶者が仕事をした場合に、給与として必要経費で落とせないっていうのが問題なんです。そうでしょう、そこですよ。それを改正すればいいわけですよ。それも一つの解決方法ですよ。

だから、配偶者が働いているのを必要経費で落とすために、青色申告をしてあげればそれは

認めますよってことで57条があるわけですよ。だからそこは見直し、全体として見直しをしていかないと、56条だけでも廃止ですよ。廃止したらこの57条どうなるんですかと。ここも廃止していくんですかっていう議論になってこれはもう壮大な国の税制の問題ですから、我々が語るに足りないんですけども、今回はだからその配偶者の所得を必要経費で落としてくださいねと。今これが不条理になっているんですよと、56条は。ここを改正すれば、そこは解決していくんじゃないかなというのが、これは私の私的な意見になります。

○鷹野委員長 石川委員。

○石川委員 56条っていうのは、そもそも奥さんの給料は認めませんという条文になっています。だから改正する、しないと言っても、その部分を廃止しない限り、その56条自身が残っておれば、不公平な条文でそのまま残ってしまうという、私の理解なんです。だから、56条を廃止せざるを、条文自身ですよ、56条がそううたっている以上、改正のしようがないと。ということは廃止しかないというのが私の論理ですけど。

○鷹野委員長 まあ言われよることも。

吉田委員。

○吉田委員 56条だけ廃止じゃなくて、56条、57条抱き合わせで廃止するのか改正するのか辺りという、その条文をつくるのか、それは国の仕事ですから、国がやってくれるんだろうと思うんですね。ここまで不条理ですよということで国民がたくさんこういう税制をね、改正してくださいねという声があるのであれば、国が動くべきことであって、私は、今の段階では56条だけ廃止して、ほかのは見直し、57条を含めて廃止、見直しはしないということはまあ次の段階ということなので、そこは大きな税制の問題なので、私ごときが語るような問題ではないと思うんですけども、今の現状としては改正ということも一つの手腕ではないのかなというふうには思っております。私的にはですよ、あくまでも。

○鷹野委員長 大体意見は出尽くしたように思います。

これで意見をまとめていうか、採決してよろしいでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○鷹野委員長 そしたら、皆さんにお諮りいたします。

本陳情を採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○鷹野委員長 ありがとうございます。

採択に賛成少数によりまして、本陳情は不採択といたします。

あと報告書は委員長一任でよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

○鷹野委員長 そしたら、そのようにさせていただきます。

はい。

○金繁委員 少数意見もあったこと、もちろん書かれますでしょうけど、念を押しておきます。

○鷹野委員長 えっ、何、何。

○金繁委員 少数意見。

○鷹野委員長 もちろん、もちろん、少数意見のことはもちろん書かせていただきます。

そしたら、暫時休憩いたします。11時から再開いたします。

(休憩)

○鷹野委員長 休憩前に続き会議を再開いたします。

続きまして、請願第1号、セクハラ議員の役職(総務委員長)不適格、及び愛南町議会としてセクハラ議員への処分に関する請願について、を議題といたします。

本請願は委員長、私自身に直接利害関係のある事実であり、公平な審査を行うため、地方自治法及び愛南町議会委員会条例の規定に基づき、直ちに除斥の手続に入ります。

つきましては、これ以降の除斥に関する手続及び本請願の審査進行を副委員長にお願いいたします。

○田中副委員長 これより委員長に代わりまして私が進行させていただきます。

ただいま委員長より、本審査において除斥の対象となる旨及び除斥の議決の求めがありました。

委員長を除斥することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○田中副委員長 異議なしと認めます。

よって、鷹野委員長の除斥が決定いたしました。

鷹野委員長は審議中、御退席ください。

(鷹野正志委員長 退室)

○田中副委員長 それでは、総務文教常任委員会に付託された、請願第1号、セクハラ議員の役職(総務委員長)不適格、及び愛南町議会としてセクハラ議員への処分に関する請願について、本請願を審査するに当たり請願者より意見陳述の希望がありましたので、委員会に参考人として出席要請したところ、本日お越しいただいております。審査のためにお時間をいただきありがとうございます。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、参考人の紹介をいたします。請願者、佐々木仁美様です。

それでは、御意見を伺う前に注意事項を申し上げます。

1点目、意見を伺う時間ですが、意見陳述、趣旨説明として5分程度、質疑応答15分程度とさせていただきますので、御協力お願いいたします。

2点目、本件請願の範囲内での発言をお願いいたします。

3点目、意見陳述、趣旨説明は参考人のうち代表1名です。質疑応答は参考人に対し委員から質疑します。参考人から委員への質疑はできません。

4点目、意見を伺った後に審査を行いますので、本日中に結果が出ない場合もあります。御承知おきください。

では、請願第1号について参考人から意見陳述、趣旨説明等をお願いいたします。

○佐々木参考人 皆さん、こんにちは。本日はお忙しい中、貴重なお時間を取っていただき、誠にありがとうございます。まず、このような場所で発言させていただくことは初めてであり、何分、素人でもありますので、メモを読むことをお許しください。言葉に詰まったり、失礼な発言もあるかもしれませんが、御了承いただきますと幸いです。また、御紹介いただきました吉村議員におかれましては、御協力いただき心よりお礼申し上げます。

では、簡単にではございますが、請願の趣旨を御説明します。

請願書のとおり、一つ目、セクハラ議員の総務委員長は不適格ではないか、二つ目、セクハラ議員の処分はしないのか、についてです。

セクハラ問題につきましては、皆さん御存じのとおり、昨年2024年10月、高松市における研修会後の懇親会での出来事です。ハラスメント研修を受けているにもかかわらず、当時の副議長が酩酊し、同僚女性議員を触る問題です。

先日、全国ニュースで話題となった佐賀県有田町松尾町長と同様の、権力を背景にしたハラスメントと受け止められかねない問題です。議員の皆さんお一人お一人、今回の件についてどのようにお考えでしょうか。お酒の席だからちょっと触るぐらいとか、若い子じゃあるまいし大げさに騒がなくても、とのお考えでしょうか。

今回のケースは、町民の負託を受け、公職の立場にある議員が取るべき行動ではありません。セクハラ行為を見過ごすことは、それ自体ハラスメントになるとともに、ハラスメントの温床をつくることにつながりかねません。

2025年3月1日、時事通信の記事にこうあります。全国的に、女性1人から2人の町村

議会ではハラスメントを訴えにくく、議会でも問題視されない傾向がある。

町議会議員の行動は、その町全体のガバナンスやコンプライアンス意識の写し鏡ではないでしょうか。事実、町内ではセクハラ問題のうわさで持ち切りです。当事者同士、仲よく話しているからあれはうそだとか、大なり小なり、ハラスメント被害を受けたことのある人にとってあれは許せない、今後同様なことがあった際にはどうするのかなど、たくさんの御意見を私もお聞きしています。

議会はなぜ話し合いをし、けじめをつけないのでしょうか。公人、議会として、町民の町民への説明はされないのでしょうか。これまでの動きでは、町議会として、再発防止の努力や道筋が全く見えません。

愛南町議会はハラスメントを防ぐ気がない組織なのか。このままでは、町議会に対する信頼も持つことはできません。

今回明らかになっている点で判断し、町民に対し、議会の責任を果たすことが必要だと考えております。

以上です。

○田中副委員長 ありがとうございます。意見陳述、趣旨説明が終わりました。

それでは、委員から何か確認したいことがありましたら、これより質疑を受けます。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○田中副委員長 質疑がないようなので、これで質疑を終わります。

以上をもちまして、参考人意見聴取を終了します。私どもも、本日の御意見を十分に参考としまして審査していきたいと思っております。本日はありがとうございます。

これより、あっ、どうしましょう。

(発言する者あり)

○田中副委員長 傍聴席、そうですね。

(参考人退席)

○田中副委員長 これより請願第1号の審査に移ります。委員の皆さんの御意見をお伺いします。御意見ございませんか。

中野委員。

○中野委員 質問もないということなんで、まず、まあ、ほぼ、こういうことがあったという事実は、間違いないと見てよろしいんですね。そういうふうに僕もあれしておりますし、本人にも、ここにおられるから、ちょっと微妙な問題があるんですが、そういう事実があったというのは間違いなことだと、いう基に意見を言わしてもらいますが、やはり、今ずっと、最近、日本全国見てもこういう事件、随分多いです。だからやはり、大きな問題として取り上げるべき問題ではあったと思うし、今までこうずっとこれが、あれした部分は、まあ本人も、これも事実だと思うんですが、謝罪されたということで、それで本人が納得して、本人いうのは被害者の方がいいのかなと思って、あまり口に出しては言わなかったんですが、やはりこうなってくると、ちゃんとして取り上げて、議会としても取り上げて、そういう要望があったに関してはやはり、この請願のとおり、やっぱりそこはちょっとよく議論してやるべきことだし、これ委員会の中ではそんなにできないと思うんですが、やはりこれ問題として、どういう形で取れるのか、第三者委員会なりそんな形でするんやったらちゃんとやるべきことだと思われまして、私たちが個人的には聞いていたわけですよ、総務が学校教育とか何とかを司る部分でいいのかというのは声はこれは随分聞いていたんですが、声を上げなかって、こういう請願が出てきた以上は、やはりちゃんと委員会の中で取り上げてあれして、議論して、町民に対してちゃんと説明する必要があると思うので、私はやっぱりこれは、委員会の中で、またほかでもまたそういう機会を設ける、よく分かりませんが、できるのであれば取り上げるべき問題やと思います。

これ今、最初、請願の中で言われたように、これ放って口をつぐんでいるのもやはりセクハラに加担、ハラスメントに加担するような行動だと思いますので、そこら辺りはやはり取り上げるべきだと思います。

○田中副委員長 石川委員。

○石川委員 先日の総務文教委員会の中で、私、事実認定がないということを理由に不採択の発言をさせていただきましたが、同僚議員からは、認定はないけど事実ですという言葉をお聞きしました。私は、もし、もしというかもそれは重大な、私にとっての決断になろうかと思っています。このまま何もなかったかのようにできないなあというふうに思っています。

だから、議会として、これは取り上げるべき問題だということで、私はこれ、委員会としても前向きな取組が必要かなというふうに思っています。

○田中副委員長 ほかに意見ありませんか。

吉田委員。

○吉田委員 今回、非常に機微な問題で、発言もなかなかしづらいところもあるんですが、我々議員の中には自律権というのがありまして、請願を受けられる範囲というのも保障されております。

今回、委員長の解任等々に含めての請願でございますので、自律権を我々は発すべきではないかというのが一つ。それから、流れの中で、私も事実関係ははっきり言って分かりません。先ほど24年の10月ということで、これは議員全体が行ったわけですから、その中で私は一緒にその場にいましたけども、そういう事実関係については全く認識をしておりません。

ただ、今回については機微な問題で、セクハラと感じた場合はこれを認めざるを得ないというのが今の現状でございますので、その判断材料はなかなか難しいんですけども、自律権の中で、我々が今回の件について取り上げるかどうか、解釈をすべきであるというふうに考えております。

以上です。

○田中副委員長 池田委員。

○池田委員 ちょっと内容について、判断ができないということです。

○田中副委員長 ほかに。

中野委員。

○中野委員 この事実認定の部分なんですけど、片方だけの言葉を聞いて、もちろん委員長の、委員長でいいですかね、委員長のほうからは直接聞いていないんですけど、やはりこれが事実無根であるっていうのであれば、そういうことをちゃんと本人が答えているわけですから、それに対して名誉毀損なり本当にやっていないとか、濡れ衣だいう、事実無根っていうのであればそれなりのアクションを起こすべきだと思うんですよ。そういうアクションも起こされてないし、まずそこら辺り、もうこれは事実なのかなと、行動から見るとそう思わざるを得ませんし、そしてまた、先ほど言われましたが、請願者のほうから言われましたけど、一般のそういう飲み会とか、自分たちの個人的な部分でなくて、研修の会でそういうことが起きたということは、これまた問題もちょっと、同じ中でもちょっとあれが重いのかなと、そういう責任が重いのかなという感じはいたします。

それでもう事実が、もう今意見言われたので、事実かどうかともいうんで、もうこれはどう考えてももう事実と思わざるを得んと、状況と行動とすると、もうそう信じるしかないと思うんですよ。そうであれば、第三者委員会なり、どういう形の委員会ができるのか分かりませんが、開いて本人、委員長本人も来られて、ちゃんと、濡れ衣であるというのであれば、そうではないですよというもう、双方の意見を聞かないといかんで、ここだけの決定ではなくて、もう、決定するか採択するのかがどうか分かりませんが、なくて、そういう場でもうこれはやらざるを得ん状況だと思います。何がしかの場所で、そういうものを。

ちょっと、ほかのところと比較して、学歴詐称とかいろんな問題で、大きな市町ではすぐにテレビや新聞が来てわっとニュースになります、そんなにちっちゃい問題ではないと思います、ハラスメントでいうと、こういう部分でいうと、もうちょっと大きなところとか、首長とかいうのであればもっとあれも大きくなるんですが、愛南町のこの議会の中だからちょっと取り上げられない部分もありますし、ある一部では新聞とかにも何かそういう報道が載ったりとかいうのも聞いていますので、まず事実ではないのかな、それであれば、委員長自身がそういうの御存じであれば、名誉毀損なり何なりで、違いますよというあれを、アクション取らないといけないのにアクション取っていないことになる、それはやはりもう認め、事実として認めざるを得ないのかなという感じがいたします。

○田中副委員長 ほかに。

石川委員。

○石川委員 セクハラとかパワハラとかカスタマーハラスメントとか、全て、受ける側がどう感じたかが、これが一つの基準になるということになります。だからまあ、事実とか事実でないとか、我々は司法の立場でもない、警察の立場でもありませんけども、受けた側の認識がそうであれば、これはセクハラと、私としては事実として受け止めておりますので、これ、この事実がある前提で、議会としてどういうふうに取り組むのか、そして、研修も何回も受けて、受ける側がどう感じたかで、それは認定される認定されないということを研修の中でも受けてきています。だからそういうことをもってして、真剣にこれ議会として取り上げる、委員会として取り上げるという請願だと思っておりますので、前向きに検討していかないといかんというふうに思っています。

○田中副委員長 吉田委員。

○吉田委員 一つ、これを我々否定するわけではなくて、今回の請願事項がセクハラ議員の総務委員長の不適格ではないか、処分の問題、これは議会内の問題であって、請願の項目の中で、住民からのその請願を、これは当然、対象外の案件なんです。それはそれでまた今、ハラスメント防止条例も、今、一生懸命、我々議員全体が考えて、12月はなかなか難しかったですけども、近々にセクハラ条例も、これも被害者からの要望できちっと今、しております。対策をずっとしておりますので、ここの今回の請願については、自律権の中で、まあ別のところでまたそういう機会があれば別ですけども、今回、請願の内容にはちょっと対象ではないのかなというふうに、今回は処分の問題ですから、議会の中の問題を外部から請願されておりますので、ここのところはそういう理由で、ちょっと自律権のところをきちっと我々は確認をしていきたいというふうに考えております。

○田中副委員長 ほかに意見ございませんか。

中野委員。

○中野委員 委員会で取り上げるべきあれではないと言いますが、これは議会の中にも、それでいいのかという声は、そこは、議会は放っとくんですかというように意味で請願されとるわけで、これはやっぱり、問題外というのは、それはちょっと違うのではないかなと思います。

これはもうやっぱり議会に対して、そういう事実があるのは、まあどれだけの方が分かっているか分からんけど、例えば学校に関わる総務の、ましてや委員長にいうのと、本人の反省の色もないというのは一般の声だと思うんですがよく聞きましたので、それは、議会にこれを請願されて求められても、それは当たり前の話だと思います。

○田中副委員長 吉田委員。

○吉田委員 今、中野委員、我々は総務委員会で取り上げないとは全く言っていない、今、取り上げているじゃないですか。請願を受けて、受理をされて今、審議をしてるわけですよ。その中で、請願権の、ごめんなさい、自律権の問題がありますので、これで今回、例えばこういう問題を、自律権の範囲外のところで認めていきますと、秩序も何もなくなってくるんですね。法

律って何のためにあるのかって。これは違うところできちっと対処する問題で、先ほども言いましたように、ハラスメント防止条例を今、策定中ですよ。それは中野委員も当然、今回の件があってそれをきちっと前向きに進めているわけですよ。だから別に取り上げないんじゃないやなくて、今日、請願者の方の意見陳述も聞いていますので、これで判断していくと。その中に、自律権の問題がありますので、法律の中で我々も守らなければならないところはきっちり、そこは守って行って、違うところでまた議論をすべき問題であるというふうに考えております。

もう一つ、機微な内容なので、なかなか公開の席で、その辺のところもなかなか難しい面もありますので、これ二次被害、三次被害が起きた場合に我々は責任を取ることができません。その覚悟を持って、中野委員の発言もしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○田中副委員長 ほか意見ございませんか。

金繁委員。

○金繁委員 請願の内容、私も同じ女性として、セクハラというのは人格権を傷つけるものであり、絶対に許されないものだという点、共感しています。

今、吉田委員のほうが、これ、一番最初に言われた、全く認識していないという点なんですけども、と同時に、委員のほうが、同時にその自律権の問題だとおっしゃってました。これ、昨年10月の後ですね、当時の議長とそれから事務局長が、このことについて話を聞いています。一応の解決というか、話合いがされた中で、それこそ職場の問題として、議会という職場の問題として自律権が行使されて、そういう話合いの場が持たれたんだと思います。それをまあ、当然、自律権とおっしゃるのであれば、現議長である吉田委員は引継ぎををされているかと思えます。ですので、全く認識されていないという発言はとても残念だなと思えます。それが一つ。

それから、ただ、私はこれ、その話合いの後、ずっと一貫して、この議会の中で、この件については、自分はもう何も話しませんということは繰り返して言ってきました。それはなぜかという、その事実があった、なかったとか、その裁定をどうすべきかということは、職場での問題ではあるんですけども、それを客観的に、専門的に判断するためには、議会の中ではなくて、外の、外部の独立した専門家の集団である、機関である、例えば弁護士さんとか、ハラスメントの専門家を入れた第三者機関に、相談窓口として、そして裁定をすることを盛り込んだ条例がつくられるべきということで、そのことを一貫して全協でも言ってきましたし、議運で実際、今、ハラスメント防止条例を、もう草案をね、かなり突っ込んだとこまでできてきています。そしてその第三者機関、外部の専門的な機関をつくるというところまで、その中にも書かれています。

これは、議長はじめ皆さん、委員の皆さんの努力に感謝しているところでもあります。ですので、私としては、こういう、ハラスメントがあったときに、議会という組織として考えないといけないということは全く同感、自律権として考えないといけない。ただ、その解決に向けては外部の専門的な機関に委ねるという立場で、この内容に関して議会の中で語り合うということは避けてまいりました。その立場に今も変わりはありません。

以上です。

○田中副委員長 吉田委員。

○吉田委員 少し、すいません言葉足らずの点があったかと思いますが、当時、セクハラがあった場所において、全員、私も実際その場にいましたので、そのときに、私は同じ場所におりながら、そのセクハラに関しては全く気づかなかったっていうか、そういうことでございます。別に、セクハラどうのこうのってことではなくて、私自身が、ほとんど議員がいましたので、その中で私なんかは全然気づきませんでしたということでございます。

○田中副委員長 中野委員。

○中野委員 今、吉田委員言われましたが、その点におきましても、僕なんかもそうですが、全然、後から、しばらく時間がたってから聞いた話で、その辺りではもうその、して、全然そういうことも知らずに後からそういう事実を知ったわけです。けど、ずっといろんな話を聞いていますと、今、言われましたけど、本人にも僕確認しましたし、あと前議長、あと事務局、そして議員にもして、仲介、こうこうこういうことがありましたという報告があったということで、じゃあその中でいうことで、謝罪したという話を聞いています。謝罪というか、まあ認めたいんだろうと思います。それ聞いているので、それは、全然事実ではないのか、もう一度確認していただいて、そういうことはなかったのか、そうなのか。もしあったのであればもうほぼ事実として審議すべき話だと思いますし、まあ吉田委員言われるように、そういう認定できないというのであれば、暫時休憩をしていただいて、どういう対応ができるのか、ここでやるのか、委員長の思いもあります、審議をそのままして行って、それを認めると、採択までをしないって話になるのかどうか、ちょっと暫時休憩をお願いいたします。

○田中副委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○田中副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見をまとめて、採決いたしますか。どうですか。採決します。

金繁委員。

○金繁委員 すいません、先ほど私、意見述べさせていただいた中で申し上げたように、自分としてはこれについて、議会の中で裁定をするのではなくて、条例を、ハラスメント条例をつくって、そこで客観的な第三者機関に裁定してほしいという立場を取ってきました。その立場を貫かせていただくため、採決は棄権をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○田中副委員長 採決に加わりたくないようでしたら、御自身で判断して退席してください。

(金繁典子委員 退室)

○田中副委員長 お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手)

○田中副委員長 ただいまの採決については賛成が2名です。賛成者の多少が認定しがたいため、投票表決を行います。

(発言する者あり)

○田中副委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 先ほど副委員長が説明したとおりですね、採決にいたしました、今、賛成者が2名です。賛成者の多少が認定しがたい場合は、まず投票いたします。投票していただいた上で、また同数、2名やった場合に最終的に、今、副委員長が委員長代理ですけど、判断することになります。まずは投票していただくということが順序としてあります。

以上です。

○田中副委員長 中野委員。

○中野委員 ということは、採択にされなかった場合には白票という場合もあり得るという意味ですかね。そう捉えていいんですかね。そういう可能性があるかってことでよろしいですか。

(発言する者あり)

○田中副委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 はい。今しがたの中野委員の御質問ですが、白票、賛否を表明しない投票、明らかでない場合は否とみなすということになっておりますので、そちらを踏まえて御投票のほうをよろしく申し上げます。

○田中副委員長 請願第1号についてを無記名投票で行います。協議会室の出入口を閉めます。

(協議会室封鎖)

○田中副委員長 ただいまの出席委員数は5名です。

次に立会人を指名します。立会人に池田委員と吉田委員を指名します。
投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○田中副委員長 念のため申し上げます。

本請願を採択することに賛成の方は賛成と、反対の方は、反対と記載願います。なお、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○田中副委員長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○田中副委員長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号順に投票をお願いいたします。

○土居事務局長 議席番号順を申しますと、池田委員、吉田委員、石川委員、中野委員の順番となります。

以上です。

(投票)

○田中副委員長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○田中副委員長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。池田委員と吉田委員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○田中副委員長 投票の結果を報告します。

投票総数、4票。有効投票、4票。無効投票、0票。

有効投票のうち、賛成、2票、反対、2票です。

以上のとおり、投票の結果、賛成、反対が同数です。したがって、副委員長が本件に対して裁決します。

請願第1号について、副委員長は、不採択と裁決します。

協議会室の出入口を開きます。

(協議会室 開場)

(金繁典子委員 入室)

○田中副委員長 報告書は副委員長一任でよろしいですか。

(「はい」と言う者あり)

○田中副委員長 以上をもちまして、請願第1号の審査を終了いたします。

それでは、鷹野委員長の除斥を解きます。

(鷹野正志委員長 入室)

○田中副委員長 以上をもちまして、私、副委員長は委員長の職務を降ります。

○鷹野委員長 田中副委員長、どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の総務文教常任委員会の議題は全て終了いたしました。これにて総務文教常任委員会を閉会いたします。

委員長

副委員長